

新型コロナウイルスに関する知事の行政命令

3月15日グアムにおいて新型コロナウイルスの感染事例が3件発生し、更に3月17日には2件の追加感染事例が発生いたしました。

これを受けてトーレス知事は17日、以下の行政命令を発出しました。この全ての措置は行政命令発出後直ちに実施されています。

- 本命令が発表された直後から追加の発表があるまで、政府機関を2週間閉鎖する。また、不要不急の政府機能を停止する（不要不急の政府機関職員は追加の発表があるまでは自宅待機）。
- 新型コロナウイルスの感染が確認されている国・地域（グアム・ハワイ・アメリカ大陸を含む）から北マリアナ諸島に入国するすべての者に対し、14日間の自主検疫（自宅待機）を行う。また、監視対象者は、メールベースの監視システムに登録され、監視及び追跡が行われる。北マリアナ公立病院が実施する自己検疫を怠った場合には、強制検疫（隔離）が行われる。
（14日間の自己検疫（ホテルにて待機）中の期間であっても）機長及び客室乗務員を含む短期渡航者については、14日以内に北マリアナ諸島を離れることができます。
- マリアナ港湾局は、連邦航空局や航空会社と協議し、北マリアナ諸島内の人の往来を、緊急を要するもの、貨物及び新型コロナウイルスへの対応に直接関係する政府機関従事者に限定するよう調整しなければいけない。
- 50名以上の大規模集会及び行事を禁止とする。
- 人と人の距離を少なくとも6フィート（182cm）以上保つよう推奨する。
- 緊急を要する案件、コロナウイルスに関係するもので、知事・副知事に承認された者以外の政府職員の渡航を禁止する。